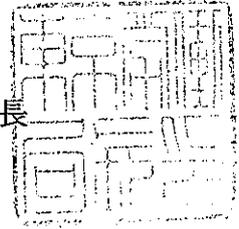




東労発基 0601 第 1 号  
令和 2 年 6 月 1 日

一般社団法人 東京建設業協会 会長 殿

東京労働局長



### 第 93 回全国安全週間の実施について

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とした、第93回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和元年の労働災害発生状況は、死亡者数は47人と前年より16人(25.4%)減少し過去最少となったものの、休業4日以上之死傷者数は10,570人と前年より84人(0.8%)増加し、一昨年に引き続き1万人を超えており、極めて憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、第13次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関の御協力も得ながら「官民一体」となった労働災害防止の取組を推進しているところです。

全国安全週間については、広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第13次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙を会報等に掲載する、会議で配布する等により、傘下関係事業場に周知するなど、関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、本年度については、東京労働局における全国安全週間の対応を下記のとおりといたしましたので、御留意いただきますよう重ねてお願いいたします。

#### 記

- 1 全国安全週間及び準備期間中に事業者が行う実施事項について  
全国安全週間実施要綱の9(1)において、全国安全週間及び準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げておりますが、その実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止についても十分留意することが必要であることから、同週間の周知に当たっては、その旨も併せて周知することといたしました。

特に、実施事項にある、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」などについては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組むよう周知することといたしました。

周知に当たっては、令和2年3月31日付け基安発0331第3号「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」の記の2の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用を勧奨する等により、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の推進を図ることといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであることから、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただくようあわせて周知することとしております。

なお、厚生労働省作成の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る情報を記載した全国安全週間のポスター・リーフレットを活用してください。

## 2 安全衛生に係る表彰及び安全パトロールについて

東京労働局長賞の表彰式については、多数の受賞者、来賓が集まることから、開催を中止といたしました。

なお、表彰自体は実施いたします。

また、東京労働局が行う安全パトロールについては、事業者に対して、感染拡大防止の観点及び感染防止対策に取り組む事業者の過度な負担を伴う依頼となることから中止といたしました。

## 職場における労働災害防止の要請

都内の労働災害による死亡者数は、労使の皆様を始め関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、今なお年間 40 人を超える方が労働災害により亡くなられています。特に高所等からの墜落・転落による死亡災害が建設業のみならず他の産業でも発生しており、高所作業時の安全対策が重要となっています。

また、令和元年は全産業の休業 4 日以上労働災害による死傷者数が 10,570 人に上り、一昨年に引き続き 1 万人を超えており、極めて憂慮すべき状況にあります。

死傷者の 6 割以上が第三次産業に従事する方々であり、業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、転倒、腰痛・捻挫、交通事故による労働災害が多く発生しています。

労働災害の増加には、様々な背景があり、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事等による建設需要の増加、経済の活性化、都内の就業者数の増加、産業構造の変化による第三次産業従事者の増加や労働者の高齢化などが考えられます。

また、外国人労働者の増加に伴い外国人労働者の労働災害が増加しており、高年齢労働者対策と併せて今後の課題となっています。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全な就労環境を築くためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7 月 1 日から 7 日までの全国安全週間を控え、準備期間である 6 月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、別紙事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和 2 年 6 月

厚生労働省東京労働局長

土田 浩史

# 職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**昨年1年間で1万人**を超える方が仕事中のケガや事故（労働災害）により死傷しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

## □経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

## □安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

## □職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に合った危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

## □労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

**策定例**  東京都労働局 策定例

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット  
代表者 代表取締役 安全太郎  
(自署で署名しましょう)



～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署



東京労働局 HP

## 令和2年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上之死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
  - ① 安全衛生活動の推進
    - ア 安全衛生管理体制の確立
      - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
      - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
      - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
      - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
    - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
      - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
      - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
      - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
      - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
    - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
      - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
      - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
  - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 建設業における労働災害防止対策
    - (ア) 一般的事項
      - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
      - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
      - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 製造業における労働災害防止対策
    - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
    - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
  - ウ 林業の労働災害防止対策
    - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
    - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
  - エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
    - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
    - (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
  - オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
  - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
    - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
    - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
    - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
    - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
  - イ 交通労働災害防止対策
    - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
    - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
    - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
    - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
  - ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
    - (ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置
    - (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
    - (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
    - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
  - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
    - (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
    - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
    - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
    - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
    - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
    - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
    - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

## 新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで  
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

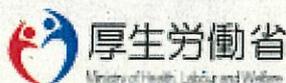
◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

⇒ 裏面もご覧ください

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

# 3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



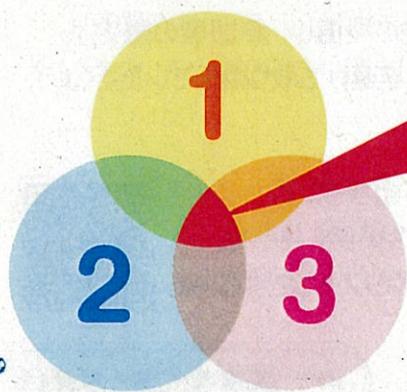
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



# エイジフレンドリーガイドライン

## (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

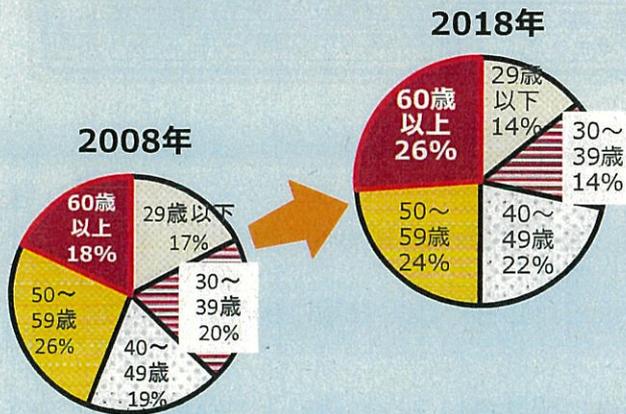
**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26% (2018年) で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

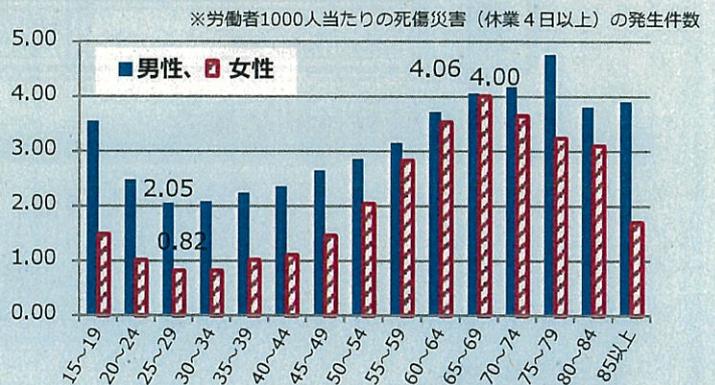
### <年齢別死傷災害発生状況 (休業4日以上) >



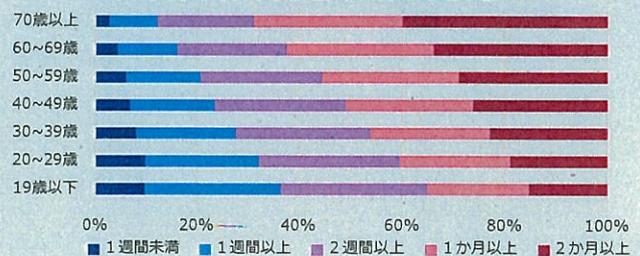
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

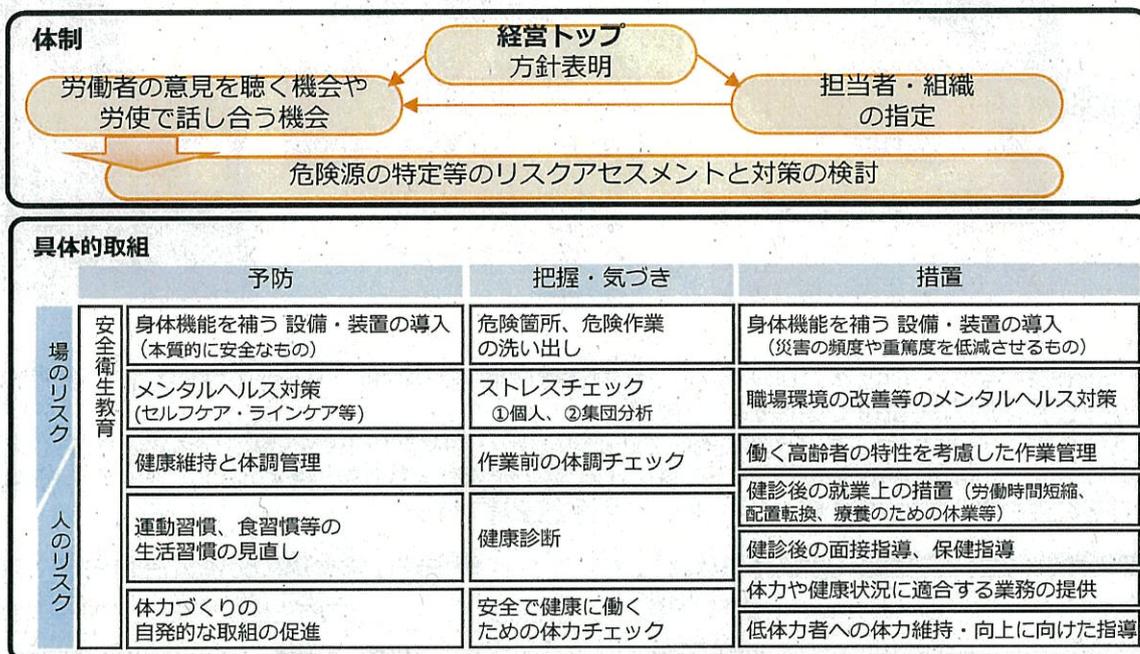
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



#### ※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

#### ※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



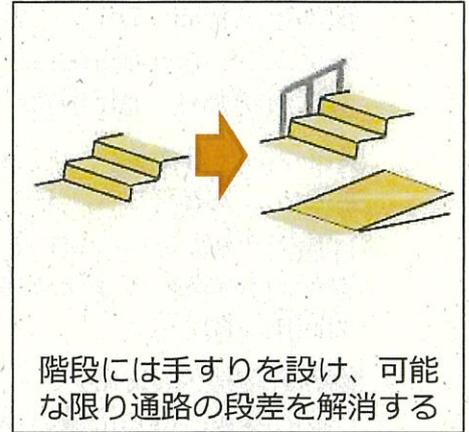
# ガイドラインの概要

## 2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### ↓対策の例↓



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

## ガイドラインの概要

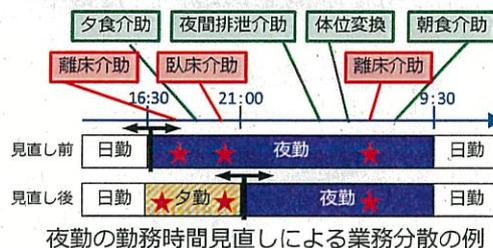
### (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

#### ↓対策の例↓

##### <共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



##### <暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

##### <情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

#### ↓取組の例↓

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



# ガイドラインの概要

## (2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### ▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### ✧考慮事項✧

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

**転倒等リスク評価セルフチェック票**

**体力チェックの一例** 詳しい内容は→ 

**I 身体機能計測結果**

① ステップテスト（歩行能力・体力）  
歩行距離（m）  (10分以内) =

② 座立テスト（敏捷性）  
歩行距離（m）

③ フォンシヨリサーチ（動的バランス）  
歩行距離（m）

④ 足踏みテスト（静的バランス）  
歩行距離（m）

⑤ 足踏みテスト（静的バランス）  
歩行距離（m）

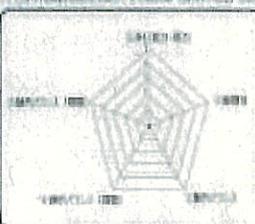
**II 転倒等リスク評価結果**

評価項目	転倒リスク評価	転倒リスク	対応
1. 歩行速度が低下している（歩行速度が1.0m/s未満）	高	高	歩行速度を向上させるためのトレーニングを実施する。
2. 歩行速度が低下している（歩行速度が1.0m/s未満）	中	中	歩行速度を向上させるためのトレーニングを実施する。
3. 歩行速度が低下している（歩行速度が1.0m/s未満）	低	低	歩行速度を向上させるためのトレーニングを実施する。
4. 歩行速度が低下している（歩行速度が1.0m/s未満）	高	高	歩行速度を向上させるためのトレーニングを実施する。
5. 歩行速度が低下している（歩行速度が1.0m/s未満）	中	中	歩行速度を向上させるためのトレーニングを実施する。
6. 歩行速度が低下している（歩行速度が1.0m/s未満）	低	低	歩行速度を向上させるためのトレーニングを実施する。

↑ ↓ ↑

身体機能計測の評価結果を  
用いたデータシートに照準で記入

評価結果を元に、リスク評価  
（1. 転倒等リスク評価結果表、2. 転倒等リスク評価結果表）を作成する。



## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

## エイジフレンドリーガイドラインの概要

### 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



#### ※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

#### ※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置  
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます  
・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます  
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

#### ↓対策の例↓

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

### 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育  
・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します  
・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

#### ※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育  
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

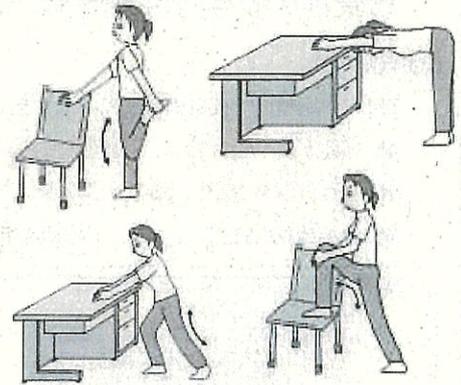
# ガイドラインの概要

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例  
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

- 厚生労働省ホームページ  
(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>  
(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/qyousei/anzen/1003-2.html>
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ  
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

## 国による支援等（令和2年度）

### エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください  
**※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）**

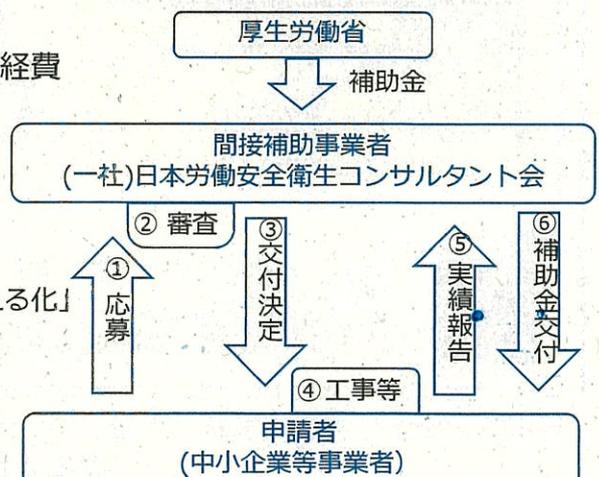
- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
  - ・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
  - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
  - ・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
  - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について  
**65歳超雇用推進プランナー**  
**高齢者雇用アドバイザー** にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

### 65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



### 相談・助言

**無料**

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

厚生労働省ホームページに掲載しています



# 職場の「熱中症」を防ごう!

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう～

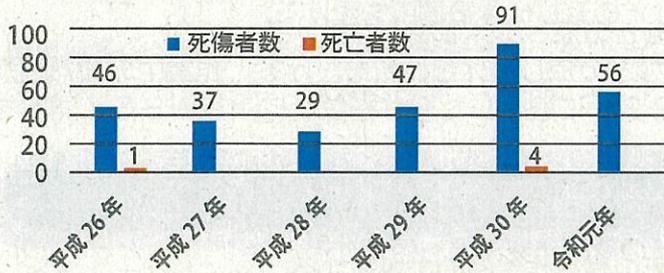
平成31年（令和元年）の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は56人（令和2年2月3日現在の速報値）で、記録的な猛暑であった前年に比べ減少しました。業種別では、建設業が約24%を占め、そのほか警備業、陸上貨物運送事業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約9割は7月から8月にかけて発生していますが、5月以前にも発生しています。

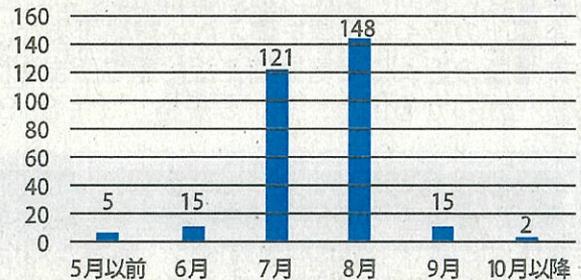
熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう。



東京の熱中症による死傷者数の推移



月別の熱中症発生状況（平成26年～令和元年）



## 平成31年(令和元年)に発生した熱中症の発生事例（東京）

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
7月10時	ビルメンテナンス業	マンション共用廊下でゴミの搬出作業をしている時に、脱水状態になり動けなくなり、救急搬送された。	27.3℃ (29.0℃)	約2週間
8月14時	貨物自動車運送業	家庭ごみの収集作業中、体調不良のため車両で休憩をしていたが、痙攣等の症状が出たため救急搬送された。	27.9℃ (27.9℃)	約3週間
8月19時	警備業	交通誘導警備作業終了後、具合が悪くなり、しばらくして痙攣が見られたので救急搬送された。	32.6℃ (33.9℃)	約1か月
8月16時	建築工事業	2階屋根の板金張替え作業中、具合が悪くなったため、地上に降りたところ気を失い救急搬送された。	34.0℃ (34.7℃)	約3か月

（参考）気温は、東京管区気象台(千代田区大手町)の値です。

**熱中症とは** 熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を発症した可能性があります。

I 度	<b>めまい・失神</b> 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。	重症度 小
	<b>筋肉痛・筋肉の硬直</b> 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。	
II 度	<b>大量の発汗</b> <b>頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感</b> 体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	大
III 度	<b>意識障害・けいれん・手足の運動障害</b> 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、まっすぐ歩けないなど。 <b>高体温</b> 体に触ると熱いという感触があります。	



# 4月中に実施しましょう！

暑さ指数（WBGT 値）  
の把握の準備



作業計画の策定など

設備対策・休憩場所  
の確保の検討

服装などの検討

教育研修の実施

熱中症予防管理者の  
選任と責任体制の確立

緊急事態の措置の確認

## 熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

### ① 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備（スポットクーラー等）を設置し、作業中適宜散水する。（通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。）
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすることができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

### ② 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。

### ③ 健康管理

- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

### ④ 労働衛生教育

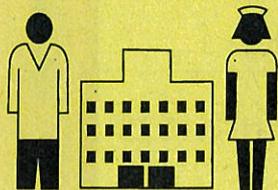
- 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状②熱中症の予防方法③緊急時の処置④熱中症の事例についての労働衛生教育を行う。

## 異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 救急措置

少しでも異常がみられたら次の応急手当を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆ 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆ 水分と塩分を取らせる。
- ◆ 衣類をゆるめて（場合によっては、脱がせて）、体から熱への放散を助ける。
- ◆ うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけ**すぐに**着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**       咳エチケットの徹底       こまめに換気
- 身体的距離の確保       「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え   密集回避   密接回避   密閉回避   換気   咳エチケット   手洗い

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務       時差通勤でゆったりと       オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン       名刺交換はオンライン       対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
- 衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項	目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。	はい・いいえ
	・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避するようにしている。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項	目	確認
(5) 近距離での会話や発声の抑制	・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(6) トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ	
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ	
・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ	
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ	
・その他( )	はい・いいえ	
※ 便器内は通常の清掃でよい。		
(7) 休憩スペース等の利用について	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(8) ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ	
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをするこ ととしている。	はい・いいえ	
・その他( )	はい・いいえ	
3 風邪症状が出た場合等の対応		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ	
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全 員に周知している。	はい・いいえ	
・その他( )	はい・いいえ	

項 目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(3)その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ

※. ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.5.14版

# 第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～

## 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本目標

- 死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

小目標

(上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)

- ・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
- ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ・第三次産業  
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

基本的考え方

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策  
⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大  
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進  
⇒ “Safe Work TOKYO” を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。